

重度心身障がい者医療費助成制度について



1. 対象となる方

障害等級が以下のいずれかに該当すること。

- A) 身体障害者手帳1級、2級、3級（3級の場合は心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫の機能障害に限る）の方
- B) 療育手帳「A」判定の方
- C) 療育手帳「B」判定を受けている・いないに関わらず、精神科医に所定の様式で「重度の知的障害」と診断された方
- D) 精神障害者保健福祉手帳1級の方（※ 入院医療は助成対象外）

2. 医療費助成の対象範囲（健康保険が適用される医療費のみに限定）と自己負担額

対象者	助成内容	自己負担額	受給者証区分
住民税課税世帯	通院・入院及び指定訪問看護（ただし、上記1-Dの対象の方は入院医療が助成対象外）	1割負担 ※月額上限額 外来のみ 18,000円 （年間上限額：144,000円） ※入院あり 57,600円 （4回目から44,400円）	『障課』『老課』 ※
0歳～18歳到達年度末		初診時一部負担金のみ 医科：580円 歯科：510円 ※指定訪問看護基本利用料は町が助成します	『障初』『障課』
住民税非課税世帯		初診時一部負担金のみ 医科：580円 歯科：510円 柔整：270円	『障初』『老初』

※『老課』については後期高齢者医療制度における現役並み所得者のみ対象。（参照：裏面「7」）

- 特定医療費（指定難病、特定疾患医療）、小児慢性特定疾病医療、自立支援医療など、他の公費制度で医療費の助成を受けることができる方・受けている方は、その公費制度を優先使用してもらいます。

【注意】次のものは助成対象になりません。

- 医療保険の適用を受けないもの（予防接種・健康診断料・容器代・おむつ代・入院時の食事代・病衣など）や大病院へ紹介状なしで初診診療を受けた場合の保険外併用療養費
- 訪問看護療養費の基本利用料（療養費の1割）※18歳到達年度末までの方のみ、町が助成します。

⇒月額上限：住民税非課税世帯→8,000円、課税世帯→18,000円

課税世帯の方の限度額は、医療費と訪問看護基本利用料を合算します。

3. 受給者証の交付申請について

持ち物 ・健康保険証またはその証明書

・身体障害者手帳、療育手帳、所定の様式による「重度の知的障がい」の診断書、精神障害者保健福祉手帳のうち、上記1に該当するいずれかの手帳など

・（転入の方のみ）1～7月申請の方は前年1月1日時点、8～12月申請の方は今年1月1日時点で住民登録地が俱知安町でない方は、生計維持者・世帯員全員の所得・課税証明書（所得額、控除額、扶養人数、市区町村民税額の記載が全てあるものに限り）※源泉徴収票は不可

4. 所得制限について ※生計維持者の所得が下表の額以上の場合、受給資格の対象となりません。

<所得制限の基準額> 基礎とする所得は前年分（※1～7月に申請された方は前々年分）のものとします。

扶養人数	0人	1人	2人	3人
所得基準額	6,287,000円	6,536,000円	6,749,000円	6,962,000円
給与収入額目安	8,407,000円	8,684,000円	8,921,000円	9,157,000円

※扶養親族4人目以降については、1人につき所得21万3千円が加算されます。

5. 受給者証の使用方法について

北海道内の保険医療機関で受診するときに、健康保険証・他の公費制度の受給者証と一緒に提示してください。北海道外の保険医療機関では使用できません。

医療機関窓口で受給者証の提示ができなかった場合や、北海道外で診療を受けるときは、いったん医療費を支払い、後日領収書（保険適用の診療で2年以内のもの）・印鑑・受給者証・受給者名義の預金通帳（※ 未成年受給者は保護者名義にて）を持参の上、役場国保医療係で助成申請を行っていただきます。

6. 高額療養費や付加給付について

町が支払った医療費に対し、保険者から高額療養費や付加給付が支給された場合は、町に返還していただくことになります。

7. 65歳以上の方に

65歳以上75歳未満の方が、重度心身障がい者医療の対象となるためには現在の健康保険から、「後期高齢者医療」に加入しなければなりません。

受給者証は、後期高齢者医療において窓口負担が『2割または3割』と判定された方・『住民税非課税世帯の方』に交付します。後期高齢者医療で窓口負担が『1割』と判定された方で、住民税課税世帯の場合は、後期高齢者医療の一部負担が重度心身障がい者医療の窓口負担と同じため、受給者証は交付されません（受給資格は登録）。

8. 交通事故等、第三者行為による傷病の場合

治療の際に重度心身障がい者医療費受給者証を使用する場合には、事前に役場国保医療係へ連絡してください。その際、書類の提出を依頼することがありますので、必ず提出をお願いします。

9. 受給者証の再交付について

受給者の方が使用している健康保険証を持参して、役場国保医療係で再交付の申請届出の上、受給者証の再交付を受けてください。

10. 各種変更届について

下記に該当する変更があった場合は、健康保険証と重度心身障がい者医療費受給者証を持参して、役場国保医療係に届出してください。

- ・ 倶知安町内で転居したとき
- ・ 健康保険証の内容が変わったとき
- ・ 氏名が変わったとき
- ・ 生計維持者が変わったときや、生計維持者の方の住所または氏名が変わったとき

11. 受給者証の返却について

受給者の方が下記に該当した場合は、すみやかに重度心身障がい者医療費受給者証を持参して、役場国保医療係へ返却・届出をしてください。

- ・ 倶知安町外へ転出するとき
- ・ 生活保護を受けることになったとき
- ・ 医療保険の資格がなくなったとき
- ・ 障がいの程度が軽減し、重度の障がい者でなくなったとき

12. 受給者証の更新について

毎年7月に所得の審査を行い、受給資格がある場合は、8月1日～翌年7月31日の1年間有効の受給者証を7月末までに送付します。なお、下記（1）または（2）の方は有効期限が異なります。

- （1）65歳の誕生日を迎える方…65歳の誕生日の前日まで
- （2）精神障害者保健福祉手帳の有効期限を迎える方…手帳の有効期限まで



〒044-0001 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地
倶知安町役場 福祉医療課保健医療室 国保医療係 ③番窓口
電話番号 0136-56-8006